

《資 料》

チェコ共和国新刑法典（資料・試訳）

——犯罪論（§ 1-35）及び生命・健康に対する罪（§ 140-167）——

若 尾 岳 志

1 はじめに

チェコ共和国の新刑法（2009年法律第40号）が2010年1月1日から施行されている。同法は、2008年11月にチェコ下院を通過し、2009年1月8日に採択され、1月26日に大統領署名を経て成立・公布されていた。なお、公布後、施行前に早くもこの2009年新刑法に対する改正法（2009年法律第306号）が成立している。本資料は、この改正を受けて2010年1月1日から施行されている新刑法の一部について試訳し¹⁾²⁾、紹介するものである。

2 チェコ共和国と刑法（概略史）

14世紀半ば、ボヘミア王カレル1世（神聖ローマ皇帝カール4世）のもと、プラハを中心として、チェコはヨーロッパの中心地として栄えたが、その後16

1) 2009年新刑法（2009年法律第40号）は、チェコ共和国下院のホームページ（<http://www.psp.cz/sqw/hp.sqw>）から政府案及び成立条文の原文を入手した。現在、このサイトからは入手できないが、現行法（2009年新刑法）の条文そのものは法務省のホームページ（<http://portal.justice.cz/justice/2/Uvod/Uvod.aspx>）で確認できる。

2) なお、現在（2010年10月）、さらに改正法が検討されている。改正の対象となっているのは、§ 140第3項f）、§ 145第2項e）、§ 146第2項d）、第10章第1款のタイトル、§ 325タイトル、同条第1項c）、§ 326タイトル、同条第1項c）である。

世紀には(オーストリア)ハプスブルク家の支配下に入っていく³⁾。チェコが近代的な独立国家となるのは、そのオーストリア=ハンガリー二重帝国が第一次世界大戦の終了とともに崩壊した後、1918年10月チェコスロバキア共和国成立による。このとき、オーストリアの支配下にあったチェコと、ハンガリーの支配下にあったスロバキアが手を携えて独立することになる。しかし、チェコスロバキアとしての統一刑法典はすぐには成立せず、1918年法律第11号により、チェコでは1852年オーストリア刑法が、スロバキアでは1878・79年ハンガリー刑法⁴⁾が効力を有する状態が継受されることになった。大戦間期、チェコスロバキア刑法草案がいくたびか作成された⁵⁾が、日の目を見ることなく、1939年、チェコスロバキアは「ボヘミア・モラヴィア保護領」としてドイツの支配下に入った。この間、一部にドイツ刑法の適用を受けることもあったが、第二次世界大戦後の1945年に再びチェコスロバキア共和国として独立を果たし、1948年共産党の一党独裁による全体主義体制⁶⁾に入っていくことになる。

-
- 3) チェコの歴史については、南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』1993年(山川出版社)などを参照した。また、チェコ刑法については、1950年刑法をドイツ語に翻訳したものとして、Erich Schmied, *Das Tschechoslowakische Strafgesetzbuch vom 12. Juli 1950*, Walter de Gruyter & Co., 1952、1961年刑法を日本語に翻訳したものとして、中山研一訳・解説『チェコスロバキア社会主義共和国刑法典』法務資料391号(1965年)があり、またチェコスロバキアの刑事立法史、刑法理論等について詳細に検討したものとして中山研一「チェコスロバキアの刑法(一)～(六)」法学論叢75巻1、3、6号、76巻4、5、6号があり、1926年チェコスロバキア刑法の予備草案についても司法大臣官房調査課訳『チェツコ・スロウァキア共和国の刑法典草案及同理由書・総則篇』司法資料第115号(1927年)、及び司法大臣官房調査課訳『チェツコ・スロウァキア共和国の刑法典草案及同理由書・各論篇』司法資料第119号が日本語訳を作っている。
- 4) 1878年の「重罪及び軽罪に関するハンガリー刑法典」及び1879年の「違警罪に関する刑法典」である。
- 5) a.a.O. Erich Schmied, S.1-2, には、1921年草案、1926年草案、1937年草案に関する簡潔な紹介がある。
- 6) 民主化後のチェコでは、共産党政権下の体制を「社会主義」ではなく、「全体主義」と表現する。また、ビロード革命後・民主化後の体制を指して「復古的」と表現することもあり、これは大戦間期のチェコスロバキア共和国の民主主義的体制への「復古」を指している。

この全体主義体制下のチェコスロバキア(人民)共和国において、1948年7月から新刑法草案作成作業が開始され、1950年8月1日、チェコスロバキア刑法(1950年法律第86号)が施行される。この1950年刑法は、チェコとスロバキアの統一刑法典であり、いわゆる社会主義刑法原理を導入し、体系的にまとめたものである⁷⁾。1960年にチェコスロバキアでは新憲法が採択され、さらに根本的な刑法の改正が行われ、1961年刑法が採択された(1961年法律第140号)。この1961年刑法典が、その後長きにわたりチェコスロバキアにおいて効力を有することとなる。

1989年、東欧の社会主義体制崩壊・民主化の波の中、12月にハベル大統領が就任し、共産党の一元独裁体制が完全に崩壊し、多党制民主主義へと移行し(いわゆる「ビロード革命」)、1990年4月「チェコ及びスロバキア連邦共和国」となる。しかし、このチェコとスロバキアの関係は長くは続かず、1992年6月の総選挙により、中央集権を志向するチェコ側と緩やかな連邦制を志向するスロバキア側の方向性の違いが決定的となり、1993年1月1日よりチェコとスロバキアは分裂する(いわゆる「ビロード離婚」)。こうして現在のチェコ共和国が誕生することになる。このとき、1992年12月16日に採択されたチェコ共和国憲法も1993年1月1日より施行された。しかし、ビロード革命・ビロード離婚後も、2009年新刑法典施行まで、チェコでは1961年刑法が維持され続けた。この間、1961年刑法は多くの改正がなされており、ビロード離婚後の改正は約50回を数える。その結果、理論的にも実務的にも社会主義体制下のような抑圧的手段として刑法が機能することはなくなりつつあった。とはいえ、新刑法典の作成の必要性自体は、広く社会的合意がみられていたことである。改正作業そのものはすでに1992年から始められており、2006年には刑法草案を上院で審議したが、2006年の選挙を前にして、政治的抵抗の中頓挫した。2006年の選挙後改正作業は進められ、2007年12月チェコ共和国政府は刑法草案を承認

7) 1950年刑法の第1条には、同法の目的が規定されており、「人民民主主義共和国及び、社会主義的構造、労働者階級の利益を保護し、社会主義的共同生活規則の遵守へと教育する」ことが謳われていた。

し、上院に新たに提示した。

3 2009年新刑法の概観⁸⁾

このように、1961年刑法の改正だけでは、民主化後のチェコ共和国の法体制には十分に対応しきれていないと考えられていた。特に、1961年刑法は、①市民の主体的な権利を抑圧するような社会主義的なイデオロギーに基礎づけられていること、②犯罪の実質的解釈において「社会的危険性」が強調されること、③自由刑が中心となり、代替刑が十分に確保されていないこと、④構成要件の確定性、明確性、正確性が不十分であること、⑤比例性の原則が維持されていないことが指摘されていた。そこで、新たに刑法典を作成することになった。その新刑法草案においては、(ア) 刑法の最後の手段性 (ultima ratio)、(イ) 罪刑法定主義の確立 (i. 法律主義 = nullum crimen nulla poena sine lege, ii. 遡及処罰の禁止, iii. 類推の禁止)、(ウ) 責任主義 (i. 個人責任, ii. 行為責任)、(エ) 比例性の原則など、民主化後のチェコ共和国で、理論上も実務上も一般的に認められている基本原理を基礎に据えた。もっとも、これらの基本原理が、条文に明確に規定されたわけではない。

①1961年刑法は当初、第1条に刑法の目的に関する規定を置いていた。

第1条

刑法典の目的は、チェコスロバキア社会主義共和国の社会及び国家体制、社会主義的所有、個々の市民の権利と正当な利益を保護し、市民を彼等の市民的義務の履行及び社会主義的共同生活規則の遵守へと教育することにある。

8) 前掲注3に示すように、1961年刑法までについては詳細な資料がドイツ語・日本語で入手可能であったが、2009年新刑法については、日本語、ドイツ語、英語の資料を入手できていない。わずかに、Jiří Hercyzeq, Die Allgemeine Teil des tschechischen StGB-Entwurfs, ZStW 120 (2008) Heft 2, S. 461-479があるのみである。これは成立前の政府案を紹介したものであるが、責任年齢を除いて大きな変更点はないため、以下はこれを抜粋・要約しつつ紹介する。

これは1950年刑法の第1条を受け継いでおり、明確に社会主義刑法としての特徴を謳っている。この条文はピロード革命・ピロード離婚後に改正されており、

刑法典の目的は、チェコ共和国の社会及び憲法体制、自然人若しくは法人の権利と正当な利益を保護することにある。

となっていた。すでに社会主義体制から離別していることが分かる。しかし、2009年刑法においては、このような刑法の目的に関する規定自体を置いていない。その代わりに、2009年刑法の第1条には、遡及禁止（罪刑法定主義）が示されている（イ）。

②また、1961年刑法は当初、第3条に犯罪の定義に関する一般規定を置き、

- (1) 犯罪とは、社会にとって危険な行為であり、その特徴が本法典に規定されているものをいう。
- (2) 社会的危険性の程度がとるに足りないものは、他の点で犯罪の特徴を具える行為であっても犯罪ではない。
- (3) 犯罪となるためには、行為は、本法典が過失によってなされた場合を犯罪として可罰的であると明文で規定している場合を除いて、故意によってなされたものでなければならない。
- (4) 行為の社会的危険性は、とくに、行為の向けられた保護法益の重要性、行為の態様及び結果、行為事情、犯人の人格、責任の程度及び動機によって決定される。

と定めていた。このように1961年刑法では、犯罪概念の中核的要素として「社会的危険性」が強調されている。この「社会的危険性」が第1条の刑法の目的に関する規定と結び付き、政治的・イデオロギー的な危険が、個別の犯罪の解釈の中に持ち込まれることになった。これを避けるため、2009年新刑法においては、刑法の目的規定を置かないだけでなく、「社会的危険性」という概念を

犯罪概念からはずし、「社会的有害性」を用いている（第12条第2項を参照。なお、同条には刑法の補充性が定められている（ア））。

③刑罰（trest）に関しては、総則第5章（§36-104）に規定されており、本資料において扱っていないので、詳細は別の機会に譲ることとするが、1961年刑法当初は存在していた「死刑」はすでに廃止されており、この死刑の不採用は、当然のことながら2009年刑法にも受け継がれている。刑罰の種類を、1961年刑法成立当初、多くの改正を受けた後の2007年9月における1961年刑法、2009年新刑法で比較した（表1）。

（表1）

1961年刑法	2007年における1961年刑法	2009年新刑法
§ 29 例外的刑罰（死刑）	§ 29 例外的刑罰 15年以上20年以下の自由剥奪	§ 54 例外的刑罰 20年以上30年以下の自由剥奪
§ 27	終身の自由剥奪 § 27	終身の自由剥奪 § 52
a) 自由剥奪	a) 自由剥奪	a) 自由剥奪
b) 矯正労働	b) 社会奉仕労働	b) 自宅監禁
c) 名誉称号及び勲章の喪失	c) 名誉称号及び勲章の喪失	c) 社会奉仕労働
d) 軍人の位階の喪失	d) 軍人の位階の喪失	d) 財産の没収
e) 活動の禁止	e) 活動の禁止	e) 罰金
f) 財産没収	f) 財産没収	f) 物の没収又はその財産価値の没収
g) 罰金	g) 罰金	g) 活動の禁止
h) 物件の没収	h) 物の没収又はその財産価値の没収	h) 滞在の禁止
c h) 追放	c h) 追放 i) 滞在の禁止	i) <u>スポーツ、文化、その他社会活動への立入禁止</u> j) 名誉又は勲章の喪失 k) 軍人の位階の喪失 l) 追放

2009年新刑法の成立により、例外的刑罰(Výjimečný trest)が重くなったこと、「自宅監禁(domáci vězení)」、「スポーツ、文化、その他社会活動への立入禁止(zákaz vstupu na sportovní, kulturní a jiné společenské akce)」といった刑罰が新たに加わったことが分かる。刑罰の他、刑事制裁(trestní sankce)として保護措置(ochranná opatření)も規定されている。この他、④、⑤については、各論の犯罪構成要件を検討していかなければならないが、これも別の機会に譲る。

4 2009年新刑法典中犯罪論の概略

さて、2009年新刑法では、犯罪論の規定も、1961年刑法に比べ大幅に増えている。それらの多くは理論・実務を反映して規定されたものであり、チェコの刑事司法を根底から変革するようなものではない。いくつか、紹介しておこう。まず、犯罪は、大きく重罪と軽罪に区別される。重罪にはさらに「特に重大な犯罪」という類型が設けられている。このような、犯罪の重大性に応じた段階的類型化と、それに科せられる刑罰や刑事手続きとを対応させようとする(エ)。

責任形式としては、2009年新刑法は、故意(第15条)と過失(第16条)を規定している。故意は、行為者の意思の状態に応じて、意欲がある場合(第1項a))といわゆる未必の故意がある場合(第1項b))を区別して規定する。未必の故意における「認容」という概念に関する定義規定もおかれている(第2項)。過失についてもいわゆる認識ある過失(第1項a))と認識なき過失(第1項b))を明確にしている。これらは1961年刑法から変わるところはない。ただし、2009年新刑法には新たに重大な過失(第2項)も定義されている。

また、新たに錯誤に関する規定が設けられた。まず、事実の錯誤に関する規定(第18条)は、具体的事実の錯誤(第1項)、抽象的事実の錯誤(第2項、第3項)だけでなく、違法性を基礎づける事実の錯誤(第4項)にも言及する。法律の錯誤に関する規定(第19条)は、刑法上の答責性を阻却する錯誤(第1項)と阻却しない錯誤(第2項)を定義する。刑法上の答責性を阻却す

の錯誤は、過失責任も阻却するものであり、いわゆる責任説の立場に立つものである。

犯罪の発展段階に応じて、予備（第20条）と未遂（第21条）の規定が設けられている。予備は、「特に重大な犯罪」で、各則に処罰規定が明示されている犯罪についてのみ問題となる。しかし、未遂は原則として各則のすべての（故意）犯罪類型において予定されている。不能犯に関しては、第21条には特に規定が設けられておらず、処罰の放棄（第46条）において考慮されるものと思われる。

正犯、共同正犯、共犯の形態については、1961年刑法と規定上の変化はあまりない。しかし、従来、実務では非常に広く共同実行概念を解釈し、被害者の呼び出しや、見張行為などについても共同正犯を認めていた。2009年新刑法では、幫助行為を明示する（第24条第1項c））ことで、不当に共同実行概念が拡大されないように配慮されている。

責任年齢の規定については大きく揺れ動いた。1961年刑法では刑事責任年齢は15歳とされていた（1961年刑法第11条）。しかし、15歳未満の児童による重大で残忍な犯罪の増加に対応するため、責任年齢を14歳に引き下げることが検討された。2009年新刑法の草案段階で14歳と引き下げられた責任年齢は、政府案として議会に提出された時は15歳に、採択された時には14歳に引き下げられ、大統領の署名がなされた。しかし、その直後に改正され（2009年法律第306号）、再び15歳に戻され、施行された。これほど揺れ動いたことの原因の一つは、この年齢設定が、単に刑事責任年齢に関するものだけにとどまらず、性交同意年齢などとも結びついていたことが挙げられよう。すなわち、自身の行動について責任を取れる年齢にある者であれば、性的行為を行うかどうかを選択するなどについても権利を有するはずだ、という考えが背後にある。性交同意年齢以外でも、刑事責任年齢は、より厚い保護を受ける対象の基準となる児童の年齢と結び付けられた。謀殺においても、二人以上の殺害の場合、妊婦の殺害の場合と並んで、15歳未満の児童を殺害した場合に、通常（第140条第1項）よりも重い刑罰を科し（第140条第3項c））、厚い保護をしている。同様に、故殺（第141条）、自殺関与（第144条）、重大な健康侵害（第145条）、健康

侵害(第146条)、拷問その他非人間的扱い及び虐待(第149条)、組織及び器官の不法摘出(第164条)など、多数の各則の犯罪類型においても、15歳未満の児童を厚く保護している。これらの年齢全てが刑事責任年齢と連動する形で検討された。

2009年新刑法典は、違法性阻却事由についていくつか新たな立法をしている。1961年刑法には正当防衛、緊急避難、武器の正当な使用に関する規定しかなかったが、ここに新たに被害者の同意(第30条)と許された危険(第31条)に関する規定が設けられた。被害者の同意は、事前又は行為時になされる必要がある。ただし、事後の同意の場合でも、推定的同意が認められる場合には罰せられないとする。

以下、2009年のチェコ共和国刑法の試訳である⁹⁾。

チェコ共和国 刑法(2009年法律第40号、2009年法律第306号改正法)

2010年1月1日より施行

目次

第一編 総則

第1章	刑法の効力
第1款 (§1)	法律がなければ犯罪なし
第2款 (§2-3)	時間的効力
第3款 (§4-11)	場所的効力
第2章	刑事責任
第1款 (§12-14)	刑事責任の基礎

9) 試訳に当り、2009年新刑法典については原文(チェコ語)しか入手しておらず、チェコ語を訳している。チェコ語に関する私の学習歴は浅薄なものである。2010年4月からカルチャーセンターでチェコ語入門の講座を受講中である。いまだ入門レベルであり、不適切な訳もあろうかと思う。それゆえあくまで「試訳」とした。なお、チェコ語講座でご指導をいただいている千野亜矢子先生に謝意を表する。

第2款	(§15-19)	責任
第3款	(§20-21)	犯罪の予備と未遂
第4款	(§22-27)	犯罪の正犯、共同正犯及び共犯
第3章	(§28-32)	違法性阻却事由
第4章		刑事責任の消滅
第1款	(§33)	有効な悔悟による刑事責任の消滅
第2款	(§34-35)	刑事責任の時効
第5章		刑事制裁
第1款	(§36-38)	刑事制裁の種類と刑事罰を科す一般原則
第2款	(§39-95)	刑罰
第3款	(§96-104)	保護措置
第6章	(§105-106)	前科の抹消
第7章	(§107-109)	若干の犯罪に関する特別規定
第8章	(§110-139)	説明規定
第二編 各則		
第1章		生命及び健康に対する罪
第1款	(§140-144)	生命に対する罪
第2款	(§145-148)	健康に対する罪
第3款	(§149-158)	生命又は健康の危殆化罪
第4款	(§159-163)	妊婦に対する罪
第5款	(§164-167)	人の組織及び器官、ヒト胚、ヒト遺伝子の不法処分に 関する罪
第2章		自由に対する罪、人格保護権に対する罪、私生活及 び信書の秘密に対する罪
第1款	(§168-179)	自由に対する罪
第2款	(§180-184)	人格保護権に対する罪、私生活及び信書の秘密に対 する罪
第3章	(§185-193)	性的領域における人の尊厳に対する罪
第4章	(§194-204)	家庭及び児童に対する罪
第5章	(§205-232)	財産に対する罪
第6章		経済犯罪
第1款	(§233-239)	貨幣及び支払手段に対する罪
第2款	(§240-247)	租税、関税、外国為替の罪
第3款	(§248-267)	外国との関係における市場経済及び商品流通の重要 な原則に対する罪

第4款	(§ 268-271)	工業権及び著作権に対する罪
第7章		公共危険罪
第1款	(§ 272-289)	公共危険化罪
第2款	(§ 290-292)	空輸手段、民間船舶及び貨物車を危険化する罪
第8章	(§ 293-308)	環境に対する罪
第9章		チェコ共和国、外国及び国際機関に対する罪
第1款	(§ 309-315)	チェコ共和国、外国及び国際機関の基盤に対する罪
第2款	(§ 316-318)	チェコ共和国、外国及び国際機関の安全に対する罪
第3款	(§ 319-322)	国防に対する罪
第10章		公共の秩序に対する罪
第1款	(§ 323-328)	公権力機関及び公務員の権限行使に対する罪
第2款	(§ 329-330)	公務員犯罪
第3款	(§ 331-334)	賄賂罪
第4款	(§ 335-351)	公権力の機関の活動の妨害
第5款	(§ 352-356)	国民の共同生活を妨害する罪
第6款	(§ 357-360)	その他公共の秩序の破壊
第7款	(§ 361-363)	組織犯罪集団
第8款	(§ 364-368)	若干のさらなる可罰的寄与
第11章	(§ 369-374)	兵役の義務に対する罪
第12章		軍事犯罪
第1款	(§ 375-383)	従軍及び軍の名誉に対する罪
第2款	(§ 384-387)	軍務従事義務に対する罪
第3款	(§ 388-391)	哨兵、当直又はその他の勤務義務に対する罪
第4款	(§ 392-397)	戦闘できる武装能力を危険化する罪
第5款	(§ 398-399)	隊員の、隊の安全にしたがう義務に対する罪
第13章		人類に対する罪、平和に対する罪及び戦争犯罪
第1款	(§ 400-405)	人類に対する罪
第2款	(§ 406-417)	平和に対する罪及び戦争犯罪
第3款	(§ 418)	一般規定
第三編	(§ 419-421)	経過規定及び最終規定

本文

第一編 総則

第1章 刑法の効力

第1款 法律がなければ犯罪なし

§ 1 遡及禁止

行為が実行される前に、当該行為の可罰性が法律に規定されていた場合にのみ、行為は可罰的である。

第2款 時間的効力

§ 2 行為の可罰性と行為実行の時

- (1) 行為の可罰性は、行為が行われたときに効力を有する法律によって判定される。それが犯人にとってより有利である場合にのみ、事後の法律によって判定される。
- (2) 行為が行われている間に法律に変更があった場合、行為 (čin) をなしている行為 (jednání) が終了した時に効力を有する法律が適用される¹⁰⁾。
- (3) 行為 (čin) をなしている行為 (jednání) が終了した時に効力を有する法律が、後に変更された場合、最も軽い法律が適用される。
- (4) 正犯者又は共犯者が行い、又は不作為の場合には行うよう義務付けられた時、行為が行われた。結果が生ずる時、又は結果が生ずることになっていた時は、決定的ではない。

§ 3 判決時に有効な法律の適用

- (1) 常に、犯罪について審判する時に効力を有する法律が適用することを認めた刑罰の種類のみを犯人に科すことができる。
- (2) 常に、保護措置について審判する時に効力を有する法律によって、保護措置について決定がなされる。

第3款 場所的効力

10) 訳者注：ドイツにおける行為概念には、その行為から生じた結果までをも含む広い行為 (Tat) と結果を含まない狭い行為 (Handlung) がある。同様の区別がチェコ語に見られ、čin=Tat、jednání=Handlung と対応する。čin=Tat は「所為」という訳語が存在するが、本試訳ではいずれも「行為」とし、訳し分ける必要があるときにはカッコで示すことにする。予備 (§20) や未遂 (§21) 規定における「行為」は jednání であるが、それ以外ではほとんどが čin である。

§ 4 属地主義

- (1) チェコ共和国領土においてなされた行為の可罰性は、チェコ共和国の法律によって判定される。
- (2) 犯罪は次の場合にチェコ共和国の領土においてなされた。
 - a) 刑法によって保護された利益に対する侵害又は危殆化が全部又は一部外国で発生し又は発生すべきものであったとしても、犯人がチェコ共和国で行為(jednání)の全部又は一部を行った場合、又は
 - b) 犯人が外国で行為(jednání)を行ったとしても、刑法によって保護された利益をチェコ共和国で侵害又は危殆化し、あるいはかかる結果の少なくとも一部分がチェコ共和国で発生すべきであった場合。
- (3) 関与は、次の場合にチェコ共和国領土においてなされた。
 - a) 正犯者の行為がなされた場所が、第2項と同様に判定され、正犯者の行為がチェコ共和国でなされた場合、又は
 - b) 外国でなされた行為への共犯者がチェコ共和国で一部行為をした場合。
- (4) チェコ共和国領土において共犯者が行為したならば、正犯者の行為が外国において可罰的であると否とにかかわらず、チェコ共和国の法律の関与を適用する。

§ 5 登録主義

チェコ共和国の領土外で、チェコ共和国籍の、船舶その他の乗り物の甲板、又は航空機その他の空輸機の機内において行われた行為の可罰性も、チェコ共和国の法律によって判定される。問題となっている犯罪の行為地は、4条第2項及び第3項と同様に判定される。

§ 6 属人主義

チェコ共和国国民又はチェコ共和国領土に永住権を有する無国籍者が外国で犯した行為の可罰性は、チェコ共和国の法律に従って判定される。

§ 7 保護主義と世界主義

- (1) たとえ外国人又はチェコ共和国領土に永住権を有しない無国籍者が

外国で犯した場合でも、次の犯罪の可罰性は、チェコ共和国の法律によって判定される。拷問その他非人間的扱い及び虐待（§ 149）、通貨の偽造及び変造（§ 233）、偽造又は変造通貨の知情行使（§ 235）、偽造用器械の製造及び保管（§ 236）、通貨の不法な製造（§ 237）、暴動（§ 310）、テロ攻撃（§ 311）、テロ（§ 312）、サボタージュ（§ 314）、スパイ（§ 316）、公権力機関に対する暴行（§ 323）、公務員に対する暴行（§ 325）、公文書の偽造及び変造（§ 348）、361条第2項、第3項の犯罪集団の組織化への関与、ジェノサイド（§ 400）、人類に対する攻撃（§ 401）、人間集団への人種隔離及び差別待遇（§ 402）、侵略戦争の予備（§ 406）、禁じられた戦争手段の使用及び許されない戦争指導（§ 411）、戦時の残虐行為（§ 412）、住民の追撃（§ 413）、戦闘作戦域における掠奪（§ 414）、国際的に定評のあるシンボル、及び国家のシンボルの乱用（§ 415）、軍旗及び戦闘中止の乱用（§ 416）及び軍使に対する危害（§ 417）。

- (2) 行為が実行された地で行為が可罰的である場合、又は行為が実行された地がいかなる刑罰権限にも服していない場合、チェコ共和国国民又はチェコ共和国領土に永住権を有する無国籍者に対し国外で行われた行為の可罰性は、チェコ共和国の法律によって判定される。

§ 8 補充的世界主義

- (1) 外国人又はチェコ共和国の領土に永住権を有さない無国籍者が外国で犯した行為の可罰性は、次の場合、チェコ共和国の法律によって判定される。
- a) 当該の行為が、その行われた領土において効力を有する法律によっても可罰的であり、かつ
 - b) 犯人がチェコ共和国の領土において逮捕され、かつ外国又は他の刑事訴追権主体による刑事訴追にさらされず、又は引き渡されない場合。
- (2) チェコ共和国領土に居所を有する法人又は組織体のために行為が行われた場合、あるいは企業家であり、かつチェコ共和国領土内に企業

やその組織体や企業の居所を有する自然人のために行為が行われた場合などにも、外国人又はチェコ共和国の領土に永住権を有さない無国籍者が外国で犯した行為の可罰性は、チェコ共和国の法律によって判定される。

- (3) 当該犯人は、犯罪行為が行われた領土の国家の法律の規定よりも厳しい判決を受けることはない。

§ 9 国際条約の基準の適用

- (1) 法秩序(以下「国際条約」とだけ)の一部である国際条約が規定する場合も、行為の可罰性は、チェコ共和国の法律によって判定される。
- (2) 国際条約において認められていない場合は、第4条から第8条までの規定は適用されない。

§ 10 チェコ共和国国民の引渡し及び移送

- (1) チェコ共和国国民は、刑事訴追のためにも、また刑の執行のためにも、外国に引き渡されない。
- (2) チェコ共和国国民は、欧州の逮捕令状に基づいてのみ、欧州連合の構成国に対して移送されることがある。

§ 11 外国判決の効果

外国の刑事判決は、チェコ共和国の領土において執行されることはなく、その他の効果を持つこともない。但し、法律又は国際条約が別に規定している場合を除く。

第2章 刑事責任

第1款 刑事責任の基礎

§ 12 刑事制裁の法律主義と補充主義

- (1) 本刑法典は犯罪を定め、その犯罪行為に対して科すことができる刑事罰を規定する。
- (2) 犯人の刑事責任と刑法上の効果は、その他の法規による責任の適用では十分ではない、社会に有害な場合にのみ、その関係を適用する

ことができる。

§ 13 犯罪

- (1) 犯罪とは、刑法典が可罰的であると定め、同法の定めるところに特徴を示す、違法な行為である。
- (2) 犯罪に対する刑事責任は、過失による責任で十分であると刑法典に明確に規定されていなければ、故意責任でなければならない。

§ 14 軽罪と重罪

- (1) 犯罪は軽罪と重罪に分けられる。
- (2) 軽罪は、すべての過失犯及び、刑法典が、最高限が三年までの自由剥奪刑の規定をしている故意犯である。
- (3) 重罪は、刑法典で軽罪とされていない、すべての犯罪である。特に重い犯罪とは、自由剥奪刑の規定が刑法典において最高限が10年を下らない故意犯のことである。

第2款 責任

§ 15 故意

- (1) 犯罪は次の場合には故意によって行われたものである。
 - a) 犯人が、刑法典によって保護される利益を同法典に定められた方法で侵害又は危殆化することを意欲した場合、又は
 - b) 犯人が自己の行為 (jednání) から前項の侵害又は危殆化を惹起し得ることを認識し、かつそれを惹起するために、それを認容した場合。
- (2) 認容とは、刑法典によって保護される利益を同法典に定められた方法で侵害又は危殆化を惹起し得ることを犯人が受け容れることと理解される。

§ 16 過失

- (1) 犯罪は以下の場合には過失によって行われたものである。
 - a) 犯人が、刑法典によって保護される利益を本法典に定められた方法で侵害又は危殆化し得ることを認識したにもかかわらず、十分な理由なくかかる侵害又は危殆化が発生しないことを期待したとき。

- b) 犯人が、事件の事情及び彼の個人的立場からして認識すべきでありかつ認識し得たにもかかわらず、自己の行為 (jednání) から前項の侵害又は危殆化を惹起し得ることを認識しなかったとき。
- (2) 適切な注意の要求に関する犯人の態度が、刑法によって保護された法益に対する犯人の明白な不注意を示した場合、犯罪は重大な過失により行われた。

§ 17 特に重大な事情に基づく責任

より重い刑の適用を許容する事情は、次の場合に考慮される。

- a) より重い結果が含まれているとき、ただし刑法典が故意を要求している場合を除いて、犯人が過失によってそれを惹起した場合を含む。
- b) 他の事情が含まれているとき。ただし刑法典が犯人によるかかる事実の認識を要求している場合を除いて、事件の事情と彼の個人的立場から認識すべきでありかつ認識し得たにもかかわらず、犯人がこれを認識しなかった場合を含む。

§ 18 事実の錯誤

- (1) 犯罪のメルクマールである行為事情を可能なものと認識せず、また予期しなかった者は故意に行為したものではない。ただし、行われた犯罪に対する過失の責任に影響を及ぼさない。
- (2) 行為実行時に、錯誤により、より軽い故意犯罪のメルクマールが実現する行為事情を予期した者は、過失により行われた犯罪でなければ、このより軽い犯罪によって可罰的となる。
- (3) 行為実行時に、錯誤により、より重い故意犯罪のメルクマールが実現する行為事情を予期した者は、このより重い犯罪の未遂によって可罰的となる。
- (4) 行為を実行する際に、錯誤によって、違法性を阻却し、自らの行為が正当化されるような行為事情から出発した者は、故意に行為したものではない。過失によって行われた犯罪に対する責任はそのまま残る。ただし、行われた犯罪に対する過失の責任に影響を及ぼさない。

§ 19 法律の錯誤

- (1) 犯罪の実行時にその行為の違法性を認識しなかった者は、錯誤を回避できなかった場合、有責に行為したものではない。
- (2) 錯誤を避けることができたとされるのは、周知の法規定によって熟知されている義務が、法律やその他の法規定、公式の決定、若しくは契約やその者の取引、職業、立場、役割などから行為者に対して生じた場合、又は明白な困難なくして行為の違法性を行為者が認識できた場合である。

第3款 犯罪の予備と未遂

§ 20 予備

- (1) 特に重大な犯罪（第14条第3項）の実行のための条件を故意に作出することにおける行為（jednání）、とりわけ、その計画や、その実行への手段・道具の調達・適合、このような重罪への共謀・集合・教唆・幫助における行為が、予備となるのは、この刑法典が当該犯罪について明確に定め、かつ特に重大な犯罪の未遂にも既遂にも至っていない場合だけである。
- (2) 予備は、刑法典がとくに別の定めをしていない限り、目的とした特に重大な犯罪に対して規定されている同じ刑罰によって罰せられる。
- (3) 特に重大な犯罪の予備に対する刑事責任は、犯人が自発的に特に重大な犯罪の実行を目ざすそれ以上の行為（jednání）を放棄し、かつ次の場合には消滅する。
 - a) 開始された予備行為から刑法によって保護された利益に対して惹起された危険を除去したとき、又は
 - b) 行われた予備から、刑法によって保護された利益に対して生じた危険が、いまだ除去され得る時期に、特に重い重罪の予備を行ったことを犯人が届出た場合。申告は検察官又は保安機関に対してなされねばならない。軍人はそれに代えて、上官に申告することができる。
- (4) 行為への自らの事前の幫助の間に、他の行為者が独立に行為を完遂

したならば、あるいは自ら適時な告発をすることによって、このように行為した行為者の予備に対する刑事責任は消滅する。

- (5) 第3項及び第4項の規定は、第1項で述べられた行為 (jednání) によってすでに犯した、その他の既遂犯罪に対する犯人の刑事責任に影響を及ぼさない。

§ 21 未遂

- (1) 直接犯罪の完成を目ざし、かつ犯人が当該犯罪を犯す故意をもって行った行為は、それが既遂にいたらない場合には、犯罪の未遂を構成する。
- (2) 犯罪の未遂は、本法典各則がとくに別の定めをしていない限り、目的とした犯罪に対して規定されている同じ刑罰によって罰せられる。
- (3) 犯罪の未遂に対する刑事責任は、犯人が自発的に次のように、犯罪の完成に向けられたそれ以上の行為 (jednání) を断念した場合には消滅する。
- a) 犯罪の未遂行為から刑法によって保護された利益に対して惹起された危険を除去したとき、又は
- b) 行われた犯罪の未遂から、刑法によって保護された利益に対して生じた危険が、いまだ除去され得る時期に、犯罪の未遂を行ったことを犯人が届出た場合。申告は検察官又は保安機関に対してなされねばならない。軍人はそれに代えて、上官に申告することができる。
- (4) 行為への自らの事前の幫助の間に、他の行為者が独立に行為を完遂したならば、あるいは自ら適時な告発をすることによって、このように行為した行為者の未遂に対する刑事責任は消滅する。
- (5) 第3項及び第4項の規定は、第1項で述べられた行為 (jednání) によってすでに犯した、その他の既遂犯罪に対する犯人の刑事責任に影響を及ぼさない。

第4款 犯罪の正犯、共同正犯及び共犯

§ 22 正犯

- (1) 自らの行為 (jednání) によって、犯罪又はその未遂ないし、可罰

的な場合は予備の、本質的行為のメルクマールを満たす者は、犯罪の正犯として可罰的である。

- (2) 行為の実行において、刑事未成年、責任無能力、錯誤の故に、あるいは正当防衛、緊急避難、その他違法阻却事由のために刑事責任がない、あるいは自ら実行せず又は罪を実行しなかった、他の人を使った者も、犯罪の正犯である。行為の実行において、法によって前提とされた、特別な故意あるいは動機で行為しなかった、すなわち、当該行為 (jednání) によって行われたその他の犯罪のために、この者の刑事責任が排斥されない者を使った者も、犯罪の正犯である。

§ 23 共同正犯

二人又はそれ以上の者が、故意の共同行為 (jednání) によって犯罪を実行した場合には、各人は単独に犯罪を犯したのと同様の責任を負う (共同正犯)。

§ 24 共犯

- (1) 既遂犯罪又は犯罪の未遂への共犯とは、故意に、
- a) 犯罪の実行を組織し又は指導した者 (組織者)、
 - b) 他人に犯罪の実行を決意させた者 (教唆者)、又は
 - c) 特に手段の提供、障害の除去、行為地への被侵害者の誘導、行為時の見張り、助言、決意の強化、又は犯罪後の支援の約束によって、他人が犯罪を実行することを可能にし、又は容易にした者 (幫助者) をいう。
- (2) 共犯の刑事責任及び可罰性は、刑法典が別の定めをしている場合を除いて、正犯の責任及び可罰性を定めた規定によって決定される。
- (3) それ以上犯罪への関与を自発的に断念し、かつ次の場合、共犯の刑事責任は消滅する
- a) 行われた関与に起因して生じた、刑法典によって保護された利益の危険を除去した場合、又は
 - b) 行われた関与から、刑法によって保護された利益に対して生じた危険が、いまだ除去され得る時期に、犯罪への関与を行ったことを犯

人が届出た場合。申告は検察官又は保安機関に対してなされねばならない。軍人はそれに代えて、上官に申告することができる。

(4) 行為への自らの事前の幫助の間に、他の行為者が独立に行為を実行したならば、あるいは自ら適時な告発をすることによって、このように行為した行為者の共犯の刑事責任は消滅する。

(5) 第3項及び第4項の規定は、第1項で述べられた行為(jednání)によって犯したその他の犯罪に対する共犯の刑事責任に影響を及ぼさない。

§ 25 責任年齢

犯行時に15歳に達していなかった者は刑事責任がない。

§ 26 責任無能力

精神障害のために、行為(čin)が行われた時にその(自己の行為の)違法性を認識することができず、又は自己の行為(jednání)を制御できなかった者は、この行為に対して刑事責任を問われない。

§ 27 限定責任能力

精神障害のために、行為(čin)が行われた時にその(自己の行為の)違法性を認識し、又は自己の行為(jednání)を制御する能力が著しく減少していた者は、限定責任能力である。

第3章 違法性阻却事由

§ 28 緊急避難

(1) 刑法によって保護された利益を直接脅かす危険を避けるための行為は、他の場合には罰せられる行為であっても、犯罪ではない。

(2) ただし当該の事情の下において危険が他の方法で避けることができた場合、又は生じた結果が脅かされた結果に比して明らかに同等又はそれ以上に重大である場合、又は危険に迫られた者がそれを耐えるよう義務付けられた場合には、緊急避難には当たらない。

§ 29 正当防衛

(1) 刑法によって保護された利益に対する直接の又は継続的な攻撃を避

けるための行為は、他の場合には罰せられる行為であっても、犯罪ではない。

- (2) ただし防衛が明らかに攻撃の性質及び危険に比例しない場合には、正当防衛ではない。

§30 被害者の承諾

- (1) その利益となる人の同意にもとづいて行為した者は、当該利益について被害者が制約されることなく権限を持って決定できる場合、犯罪を行っていない。
- (2) 第1項による同意は、事前又は他の場合には罰せられる行為となることを行う人の行為 (jednání) と同時に、自由意思により、確固として、真摯かつ明瞭に与えられなければならない。このような同意が行為実行後に与えられる場合、第1項に定められた人が、出来事の事情及び自らの状況を考慮して、同意を与えたであろうと根拠を持って推量できたならば、行為者は可罰的ではない。
- (3) 行為時に法秩序及び医学知識、医療実務に合致した医的侵襲への承諾を除いて、傷害や殺人への同意を第1項による承諾とみなすことはできない。

§31 許された危険

- (1) 刑法典によって保護された利益を危殆化し、又は侵害するような活動でも、その判決時にさらに進歩して到達した学問・知識の状態に基づいて、社会的に有益な活動をおこなった者は、他の方法では社会的に有益な成果に到達することが不可能な場合、犯罪を行ったものではない。
- (2) 他の法規範に基づいて活動の危険に承認が与えられることもなく、本行為が人の生命又は健康を危殆化する場合、又は、目指した成果が危険の程度に全く明白に見合わず、又は、この活動の実行が、他の法規範、公共の利益、人道主義の諸要求に明白に矛盾し、若しくは善良な道義に反する場合、許された危険ではない。

§32 武器の正当な使用

他の法規範によって定められた権限の範囲内において武器を使用した者は、犯罪を行ったものではない。

第4章 刑事責任の消滅

第1款 有効な悔悟による刑事責任の消滅

§ 33 有効な悔悟

不救助 (§ 150)、交通手段の運転者の不救助 (§ 151)、人の感染症の拡大 (§ 152)、過失による人の感染症の拡大 (§ 153)、有害な食料、その他の物による健康の危殆化 (§ 156)、過失による有害な食料、その他の物による身体の危殆化 (§ 157)、他の権限への児童の引き渡し (§ 169)、誘拐 (§ 172)、人質 (§ 174)、児童又は被後見人の遺棄 (§ 195)、他人の財産を管理すべき義務の違反 (§ 220)、過失による他人の財産を管理すべき義務の違反 (§ 221)、支払不能制御に関する義務の違反 (§ 225)、財産に関する真実説明義務の違反 (§ 227)、他人の財物の毀棄 (§ 228)、租税、関税及び類似の義務的支払いの遁脱 (§ 240)、税手続き上の届出義務の不履行 (§ 243)、緊急事態時の外国為替管理における禁止違反 (§ 247)、外国との商取引における商品流通に関する規則違反 (§ 261)、商品の輸出及び技術の二重利用の統制に関する規則違反 (§ 262)、商品の輸出及び技術の二重利用時の義務の違反 (§ 263)、許可又は認可のない、軍の資材の外国貿易の実施 (§ 265)、軍の資材の外国貿易の、許可又は認可の発行に関連する義務の違反 (§ 266)、公共の危殆化 (§ 272)、過失による公共の危殆化 (§ 273)、災害に際しての義務違反 (§ 275)、公共の設備の利用に対する侵害及び危殆化 (§ 276)、過失による公共の設備の利用に対する侵害及び危殆化 (§ 277)、測地点の侵害 (§ 278)、環境の侵害及び危殆化 (§ 293)、過失による環境の侵害及び危殆化 (§ 294)、森林侵害 (§ 295)、廃棄物の不法な処分 (§ 298)、保護された、野生動物及び自生植物の不許可輸出 (§ 299)、過失による、保護された、野生動物及び自生植物の不許可輸出 (§ 300)、動物の疾病の感染拡大 (§ 306)、有益な植物の疾病・害虫の感染拡大 (§

307)、国家反逆 (§ 309)、暴動 (§ 310)、テロ攻撃 (§ 311)、テロ (§ 312)、サボタージュ (§ 314)、国家及び国際機関の代表者の侮辱 (§ 315)、スパイ (§ 316)、機密情報の危殆化 (§ 317)、過失による機密情報の危殆化 (§ 318)、囚人の反乱 (§ 344)、安眠妨害 (§ 357)、犯罪の不申告 (§ 367)、犯罪の不届出 (§ 368) の犯罪の刑事責任は、犯人が自発的に次のことを行った場合に消滅する。

- a) 犯罪の有害な結果を回避するか、若しくは改善した場合、又は
- b) 犯罪の有害な結果がいまだ防止され得る時期に、犯罪を行ったことを犯人が届出した場合。申告は検察官又は保安機関に対してなされねばならない。軍人はそれに代えて、上官に申告することができる。

第2款 刑事責任の時効

§ 34 時効期間

- (1) 次に掲げる時効期間が経過した後は犯罪に対する刑事責任は消滅する。
 - a) 刑法典が例外的処罰を科すことを許容している犯罪、及び特別法規定に基づく民営化プロジェクトの整理又は承諾に際して行われた犯罪の場合は、20年、
 - b) 自由剥奪の最高限が10年を下らない犯罪については、15年、
 - c) 自由剥奪の最高限が5年を下らない犯罪については、10年、
 - d) 自由剥奪の最高限が3年を下らない犯罪については、5年、
 - e) その他の犯罪については、3年。
- (2) 結果が特徴である犯罪、又は結果が加重構成要件の特徴である犯罪のもとでは、時効期間は、当該結果が生じた瞬間から進行し始める。；その他の犯罪のもとでは、時効期間は、行為 (jednání) 終了時から進行し始める。共犯者にとって、時効期間は、主たる正犯者の行為 (čin) の完了から進行し始める。
- (3) 時効期間には次の期間を計算に含めない。
 - a) 法的な障害のために、犯人が裁判を受けることができなかった期間
 - b) 刑事訴追が中断していた期間

- c) 人身売買 (§ 168) の被害者、又は性的領域における人の尊厳に対する罪に関する本法各則第3章に規定されている若干の犯罪の被害者が18歳未満である期間
 - d) 刑事訴追が条件付停止となっている場合は、その猶予期間
- (4) 時効期間は次の場合に中断する。
- a) 時効が進行する犯罪に対する刑事訴追の開始した場合。さらに、犯罪後に逮捕され、又は逮捕命令、逮捕状若しくはEUの逮捕状が発せられ、又は当該犯罪に対する起訴、告訴をし、有罪判決の言渡し、若しくは被疑者の犯罪に対する略式命令がなされた場合、又は
 - b) 犯人が時効期間中、本法典により同等の、又はより重い刑罰によって処罰される可能性がある新たな犯罪を犯した場合。
- (5) 時効期間の中断により、新たな時効期間が始まる。

§ 35 時効の例外

次の犯罪に対しては、時効期間の経過によって、刑事責任は消滅しない。

- a) 本法各則第13章に定められた犯罪に対して。ただし、人の権利・自由の抑圧を志向する運動の設立、支援、及び宣伝 (§ 403)、人の権利・自由の抑圧を志向する運動に共感する表現 (§ 404)、ジェノサイドの否定、反論、賛同、正当化 (§ 405)、及び現在ならばこれらのような犯罪の特徴を持っているであろう行為によって、それが過去に行われた限りでも、例外とする。
- b) 国際法規範による戦争犯罪又は人類に対する罪が設けられるような状況のときに行われた暴動 (§ 310)、テロ攻撃 (§ 311)、及びテロ (§ 312) に対して。
- c) その他の1948年2月25日から1989年12月29日までの間に行われた犯罪に対して。それは、自由剥奪刑の上限が少なくとも10年となっている犯罪で、民主主義国家の法秩序の基本原則と相容れないことを原因として、確定力のある有罪判決に至らなかった、又は起訴を免れた犯罪で、かつ、公職にある者によって行われた、又は政治的、

人種的、あるいは宗教的理由による、個人的若しくは集团的迫害に
 関連して行われた犯罪であること。

.....

第二編 各則

第1章 生命及び健康に対する罪

第1款 生命に対する犯罪

§140 謀殺

- (1) 他人を故意に殺した者は、10年以上18年以下の自由剥奪に処せられる。
- (2) 熟慮して、又は事前に検討した後に、他人を故意に殺した者は、12年以上20年以下の自由剥奪に処せられる。
- (3) 第1項又は第2項に定められた行為を、次のように実行した場合、犯人は、15年以上20年以下の自由刑、又は例外的刑罰に処せられる。
 - a) 二人又はそれ以上の人に対して行った場合、
 - b) 妊婦に対して行った場合、
 - c) 15歳未満の児童に対して行った場合、
 - d) その権限を遂行する公務員、又はその権限を遂行しようとする公務員に対して行った場合、
 - e) 職務の遂行に関連した証人、鑑定人、又は通訳者に対して行った場合、
 - f) 医療従事者に対して、医療業務、若しくは人命救助や健康保護を義務付けられた職務を遂行しているときに行った場合、又は類似の義務を果たしている者に対して、その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに基づいて、生命、健康、財産を保護するときに行った場合。
 - g) 真の人種若しくは外見上の人種や民族集団への所属、国籍、政治的信念、宗教のために、又は真に若しくは外見上無宗教であることを理由に、その他人に対して行った場合、

- h) 繰り返し行った場合、
 - i) 特に残虐又は苦痛に満ちた方法で行った場合、
 - j) 自己若しくは他人の財産上の利益を得る意図で、又は他の犯罪を隠蔽し若しくは容易にしようとして、その他の非難されるべき動機で行った場合。
- (4) 予備は罰する。

§ 141 故殺

- (1) 恐怖、驚愕、混乱、その他無理もない気持ちの興奮で、激しく動揺したために、あるいは先行する非難すべき行為 (jednání) の結果のために、他人を故意に殺した者は、3年以上10年以下の自由剥奪刑に処せられる。
- (2) 第1項に定められた行為を、次のように実行した場合、犯人は5年以上15年以下の自由剥奪に処せられる。
- a) 二人又はそれ以上の人に対して行った場合、
 - b) 妊婦に対して行った場合、
 - c) 15歳未満の児童に対して行った場合。

§ 142 母親による嬰兒殺

出産によって惹起された動揺のために、出産中又はその直後において、自らの新生児を故意に殺害した母は、3年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。

§ 143 過失致死

- (1) 過失により他人に死を惹起した者は、3年以下の自由剥奪、又は活動の禁止に処せられる。
- (2) その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに基づく重大な義務に違反して、第1項に定められた行為を実行した場合、犯人は、1年以上6年以下の自由剥奪に処せられる。
- (3) 生活環境保護に関する法規や労働と交通の安全に関する法規、衛生法規への重大な違反によって、第1項に定められた行為を行った場合、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。

- (4) 第3項に定められた行為によって少なくとも2人以上の死を惹起した場合、3年以上10年以下の自由剥奪に処せられる。

§144 自殺関与

- (1) 他人を自殺へと誘導し又は他人の自殺を幫助した者は、少なくとも自殺が未遂に達したことを条件として、3年以下の自由剥奪に処せられる。
- (2) 第1項に定められた行為を、児童又は妊婦に対して実行した場合、犯人は2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。
- (3) 第1項に定められた行為を、15歳未満の児童又は精神の障害ある者に対して実行した場合、犯人は5年以上12年以下の自由剥奪に処せられる。

第2款 健康に対する罪

§145 重大な健康侵害

- (1) 他人に故意に重大な健康侵害を惹起した者は、3年以上10年以下の自由剥奪に処せられる。
- (2) 第1項に記述されている行為を、次のように実行した場合、5年以上12年以下の自由剥奪に処せられる。
- a) 二人又はそれ以上の人に対して行った場合、
 - b) 妊婦に対して行った場合、
 - c) 15歳未満の児童に対して行った場合、
 - d) 職務の遂行に関連した証人、鑑定人、又は通訳者に対して行った場合、
 - e) 医療従事者に対して、医療業務、若しくは人命救助や健康保護を義務付けられた職務を遂行しているときに行った場合、又は類似の義務を果たしている者に対して、その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに基づいて、生命、健康、財産を保護するときに行った場合、
 - f) 真の、若しくは外見上の人種や民族集団への所属、国籍、政治的信念、宗教のために、又は真に若しくは外見上無宗教であることを理

由に、その他人に対して行った場合、

- g) 繰り返し行った場合、又は
 - h) 非難されるべき動機の場合。
- (3) 第1項に定められた行為によって死を惹起した場合、犯人は、8年以上16年以下の自由剥奪に処せられる。
- (4) 予備は罰する。

§ 146 健康侵害

- (1) 他人を故意に健康侵害した者は、6月以上3年以下の自由剥奪に処せられる。
- (2) 第1項に記述されている行為を、次のように実行した場合、1年以上5年以下の自由剥奪に処せられる。
- a) 妊婦に対して行った場合、
 - b) 15歳未満の児童に対して行った場合、
 - c) 職務の遂行に関連した証人、鑑定人、又は通訳者に対して行った場合、
 - d) 医療従事者に対して、医療業務、若しくは人命救助や健康保護を義務付けられた職務を遂行しているときに行った場合、又は類似の義務を果たしている者に対して、その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに基づいて、生命、健康、財産を保護するときに行った場合、
 - e) 真の人種若しくは外見上の人種や民族集団への所属、国籍、政治的信念、宗教のために、又は真に若しくは外見上無宗教であることを理由に、その他人に対して行った場合、
- (3) 第1項に定められた行為によって重大な健康侵害を惹起した場合、犯人は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。
- (4) 第1項に定められた行為によって死を惹起した場合、犯人は、5年以上10年以下の自由剥奪に処せられる。

§ 146 a 無理もない動機での健康侵害

- (1) 恐怖、驚愕、混乱、その他無理もない気持ちの興奮で、激しく動揺

したために、あるいは先行する非難すべき行為 (jednání) の結果のために、故意に他人に健康侵害を惹起した者は、1年以下の自由剥奪に処せられる。

- (2) 第1項に定められた行為によって重大な傷害を惹起した場合、犯人は、3年以下の自由剥奪に処せられる。
- (3) 恐怖、驚愕、混乱、その他無理もない気持ちの興奮で、激しく動揺したために、あるいは先行する非難すべき行為 (jednání) の結果のために、故意に他人に重大な健康侵害を惹起した者は、4年以下の自由剥奪に処せられる。
- (4) 次の場合、犯人は、1年以上6年以下の自由剥奪に処せられる。
 - a) 第1項又は第3項に定められた行為を二人又はそれ以上の者に対して行った場合、
 - b) このような行為を妊婦に対して行った場合
 - c) 彼は児童に15歳未満のような行為をした場合。
- (5) 第1項又は第3項に定められた行為によって死を惹起した場合、犯人は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。

§ 147 過失による重大な傷害

- (1) 過失により他人に重大な健康侵害を惹起した者は、2年以下の自由剥奪又は活動の禁止に処せられる。
- (2) その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに基づく重大な義務に違反することによって、第1項に定められた行為を行った場合、犯人は、6月以上4年以下の自由剥奪、又は罰金に処せられる。
- (3) 生活環境保護に関する法規や労働と交通の安全に関する法規、衛生法規への重大な違反によって、過失により少なくとも2人以上に重大な健康侵害を惹起した者は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。

§ 148 過失による健康侵害

- (1) その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに

基づく重大な義務に違反して、他人に対し過失により健康を侵害した者は、1年以下の自由剥奪又は活動の禁止に処せられる」健康に害を与える。

- (2) 生活環境保護に関する法規や労働と交通の安全に関する法規、衛生法規への重大な違反によって、過失により少なくとも2人以上に健康侵害を惹起した者は、3年以下の自由剥奪に処せられる。

第3款 生命又は健康の危殆化罪

§ 149 拷問その他非人間的扱い及び虐待

- (1) 国家行政機関、地方自治機関、裁判所、又はその他の公的権力機関の権限行使に関連して、拷問その他非人間的扱い及び虐待によって、他人に肉体的又は精神的苦痛を与えた者は、6月以上5年以下の自由剥奪に処せられる。
- (2) 次の場合、犯人は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。
- 公務員として第1項に定められた行為を行った場合、
 - このような行為を職務の遂行に関連した証人、鑑定人、又は通訳者に対して行った場合、
 - 真の人種若しくは外見上の人種や民族集団への所属、国籍、政治的信念、宗教のために、又は真に若しくは外見上無宗教であることを理由に、その他人に対して本行為を行った場合、
 - 本行為を少なくとも2人以上の者によって行った場合、又は
 - 本行為を繰り返し行った場合。
- (3) 次の場合、犯人は5年以上20年以下の自由剥奪に処せられる。
- 第1項に定められた行為を妊婦に対して行った場合、
 - このような行為を15歳未満の児童に対して行った場合、
 - このような行為を特に残虐又は苦痛に満ちた方法で行った場合、
 - このような行為によって重大な健康侵害を惹起した場合。
- (4) 第1項に定められた行為によって死を惹起した場合、犯人は、8年以上18年以下の自由剥奪に処せられる。
- (5) 予備は罰する。

§ 150 不救助

- (1) 死の危険にある者、又は重大な健康の悪化の徴候、若しくは重大な疾病の徴候を示す者に対して、自己又は他人に危険が生ずることなく必要な救助ができるにもかかわらず、必要な救助をなさなかった者は、2年以下の自由剥奪に処せられる。
- (2) 死の危険にある者、又は重大な健康の悪化の徴候、若しくは重大な疾病の徴候を示す者に対して、その職務の性質上救助すべき義務があるにもかかわらず必要な救助をなさなかった者は、3年以下の自由剥奪、又は活動の禁止に処せられる。

§ 151 交通手段の運転者の不救助

自ら関係した交通事故の後で、その事故で健康侵害を受けた者に対して、自己又は他人に危険が生ずることなく救助ができるにもかかわらず、必要な救助をなさなかった交通機関の運転手は、5年以下の自由剥奪、又は活動の禁止に処せられる。

§ 152 人の伝染病の拡大

- (1) 故意に人の感染症の伝播若しくは拡大の危険を惹起し又はこの危険を高めた者は、6月以上3年以下の自由剥奪、又は活動の禁止、物の没収又はその財産的価値の資産の没収に処せられる。
- (2) 次の場合、犯人は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。
 - a) 組織集団の構成員として第1項に定められた行為を行った場合、
 - b) 国家の危機状態、戦争状態、自然災害、その他人の生命や健康、公の秩序、財産への重大な脅威となる出来事のときに、本行為を行った場合、
 - c) 本行為によって、その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに基づく重大な義務に違反した場合、
 - d) このような行為によって重大な健康侵害を惹起した場合。
- (3) 第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上に重大な健康侵害を惹起し、又は死を惹起をした場合、3年以上10年以下の自由剥奪に処せられる。

- (4) 第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上の死を惹起した場合、犯人は、10年以上20年以下の自由剥奪に処せられる。
- (5) 予備は罰する。

§ 153 過失による人の感染症の拡大

- (1) 過失により人の感染症の伝播若しくは拡大の危険を惹起し又はこの危険を高めた者は、1年以下の自由剥奪、又は活動の禁止、物の没収又はその財産的価値の資産の没収に処せられる。
- (2) 次の場合、犯人は、6月以上3年以下の自由剥奪に処せられる。
 - a) 国家の危機状態、戦争状態、自然災害、その他人の生命や健康、公の秩序、財産への重大な脅威となる出来事のときに、第1項に定められた行為を行った場合、
 - b) その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに基づく重大な義務に違反した場合、又は
 - c) このような行為によって重大な健康侵害を惹起した場合。
- (3) 次の場合、犯人は、1年以上6年以下の自由剥奪に処せられる。
 - a) 第1項に定められた行為によって死を惹起した場合、
 - b) 第2項b) に定められた行為によって重大な健康侵害を惹起した場合。
- (4) 公衆衛生保護に関する規制への重大な違反によって、第3項に定められた行為を行った場合、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。
- (5) 公衆衛生保護に関する規制への重大な違反によって、第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上の死を惹起した場合、犯人は、3年以上10年以下の自由剥奪に処せられる。

§ 154 一般規定

何を人の感染症とするかは、政令によって定める。

§ 155 性病感染の危殆化

過失によってであっても、他人を性病感染の危険にさらした者は、1年以下の自由剥奪に処せられる。

§ 156 有害な食べ物、その他の物による健康の危殆化

- (1) 通常のための消費又は使用が人の健康に危険であるような食品又はその他の物品を、他の法規に反して故意に、販売のために所持し、又は販売目的で、製造し、自己若しくは他人のために取得した者は、2年以下の自由剥奪、又は活動の禁止、又は物の没収又はその財産価値の没収に処せられる。
- (2) 次の場合、犯人は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。
- a) 組織集団の構成員として第1項に定められた行為を行った場合、
 - b) 国家の危機状態、戦争状態、自然災害、その他人の生命や健康、公の秩序、財産への重大な脅威となる出来事のときに、本行為を行った場合、
 - c) その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに基づく重大な義務に違反した場合、又は
 - d) このような行為によって重大な健康侵害を惹起した場合。
- (3) 第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上の重大な健康侵害を惹起し、又は死を惹起した場合、犯人は、3年以上10年以下の自由剥奪に処せられる。
- (4) 第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上の死を惹起した場合、犯人は、5年以上20年以下の自由剥奪に処せられる。
- (5) 予備は罰する。

§ 157 過失による有害な食べ物、その他の物による身体の危殆化

- (1) 通常のための消費又は使用が人の健康に危険であるような食品又はその他の物品を、他の法規に反して過失により、販売のために所持し、又は販売目的で、製造し、自己若しくは他人のために取得した者は、6月以下の自由剥奪、又は活動の禁止、物の没収又はその財産的価値の資産の没収に処せられる。
- (2) 次の場合、犯人は、2年以下の自由剥奪に処せられる。
- a) 国家の危機状態、戦争状態、自然災害、その他人の生命や健康、公の秩序、財産への重大な脅威となる出来事のときに、第1項に定め

- られた行為を行った場合、
- b) その者の業務、職務、地位、役目又は法律によって課されたことに基づく重大な義務に違反した場合、又は
 - c) このような行為によって重大な健康侵害を惹起した場合。
- (3) 次の場合、犯人は、1年以上5年以下の自由剥奪に処せられる。
- a) 第1項に定められた行為によって死を惹起した場合、
 - b) 第2項 b) に定められた行為によって重大な健康侵害を惹起した場合。
- (4) このような食品又は物品に関連する、衛生法、その他の法の重大な違反によって、第3項 a) に定められた行為を行った場合、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。
- (5) このような食品又は物品に関連する、衛生法、その他の法の重大な違反によって、第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上の死を惹起した場合、3年以上10年以下の自由剥奪に処せられる。

§ 158 喧嘩

- (1) 喧嘩に参加することによって、故意に他人の生命又は健康を危険ならしめた者は、1年以下の自由剥奪に処せられる。
- (2) 第1項に定められた行為時に、他の者に重大な健康侵害を惹起した場合、犯人は、6月以上5年以下の自由剥奪、又は罰金刑に処せられる。
- (3) 第1項に定められた行為時に、他の者に死を惹起した場合、犯人は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。

第4款 妊婦に対する罪

§ 159 妊婦の同意なき不法墮胎

- (1) 妊婦の同意なしに人工妊娠中絶をした者は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。
- (2) 次の場合、犯人は、3年以上10年以下の自由剥奪に処せられる。
 - a) 第1項に定められた行為を、18歳未満の女性に対して行った場合、
 - b) 暴行、暴行するという脅迫、又はその他重大な損害を加えるという

脅迫を使って本行為を行った場合、

- c) 妊婦の衝動や従順性を乱用して本行為を行った場合
 - d) 本行為を繰り返し行った場合、又は
 - e) このような行為によって重大な健康侵害を惹起した場合。
- (3) 第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上に重大な健康侵害を惹起し、又は死を惹起した場合、犯人は、5年以上12年以下の自由剥奪に処せられる。
- (4) 第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上に死を惹起した場合、犯人は、8年以上16年以下の自由剥奪に処せられる。
- (5) 予備は罰する。

§ 160 妊婦の同意ある不法墮胎

- (1) 人工妊娠中絶に関する法律によって許された方法とは異なる方法で、妊婦の同意を得て人工妊娠中絶をした者は、1年以上5年以下の自由剥奪、又は活動の禁止に処せられる。
- (2) 次の場合、犯人は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せられる。
- a) 18歳未満の女性に対して、第1項に定められた行為を行った場合、
 - b) この行為によって、自己又は他人のため著しい利益を得た場合、
 - c) 本行為を業務として行った場合、又は
 - d) このような行為によって重大な健康侵害を惹起した場合。
- (3) 第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上に重大な健康侵害を惹起し、又は死を惹起した場合、犯人は、3年以上10年以下の自由剥奪に処せられる。
- (4) 第1項に定められた行為によって少なくとも2人以上に死を惹起した場合、5年以上12年以下の自由剥奪に処せられる。
- (5) 予備は罰する。

§ 161 妊婦の人為的墮胎への幫助

- (1) 妊婦に次の行為を行うよう援助した者は、1年以下の自由剥奪に処せられる。
- a) 自ら人工妊娠中絶をすること、又は

- b) 人工妊娠中絶に関する法律によって許された以外の方法で、墮胎の施術を依頼し又は許容すること。
- (2) 次の場合、犯人は、6月以上5年以下の自由剥奪に処せられる。
 - a) 18歳未満の女性に対して第1項に定められた行為を行った場合、又は
 - b) このような行為によって、妊婦の重大な健康侵害に寄与した場合、
- (3) 第1項に定められた、このような行為によって妊婦の死に寄与した場合、犯人は、1年以上6年以下の自由剥奪に処せられる。

§ 162 妊婦の人為的墮胎への誘導

- (1) 妊婦に次の行為を行うよう誘導した者は、2年以下の自由剥奪に処せられる。
 - a) 自ら人工妊娠中絶をすること、又は
 - b) 人工妊娠中絶に関する法律によって許された以外の方法で、墮胎の施術を依頼し又は許容すること。
- (2) 次の場合、犯人は、6月以上5年以下の自由剥奪に処せられる。
 - a) 18歳未満の女性に対して第1項に定められた行為を行った場合、又は
 - b) 妊婦の衝動や従順性を乱用して本行為を行った場合
 - c) このような行為によって、妊婦の重大な健康侵害に寄与した場合。
- (3) 第1項に定められた、このような行為によって妊婦の死に寄与した場合、犯人は、1年以上6年以下の自由剥奪に処せられる。

§ 163 一般規定

自ら妊娠中絶を行い、又は他人の妊娠中絶を依頼若しくは許容した妊婦は、教唆又は幫助に関する規定にもかかわらず、本行為によって可罰的とされない。

第5款 人の組織及び器官、ヒト胚、ヒト遺伝子の不法処分に関する罪

§ 164 組織及び器官の不法摘出

- (1) 他の法規範に反して、他人に対して、その者の身体から組織、細胞、器官の摘出を行った者は、2年以上8年以下の自由剥奪に処せら

れる。

- (2) 生きている人の身体から摘出された、人の組織、細胞若しくは器官を調達し、仲介し、提案し、輸入し、輸出し、若しくは運搬し、又は他の方法でこのような組織、細胞若しくは器官を扱った者は、同様に処罰される。
- (3) 次の場合、犯人は、5年以上12年以下の自由剥奪、又は財産の没収に処せられる。
 - a) 児童に対して第1項又は第2項に定められた行為を行った場合、
 - b) 暴行、暴行するという脅迫、又はその他重大な損害を加えるという脅迫を使って本行為を行った場合、
 - c) 衝動や従順性を乱用して本行為を行った場合、
 - d) 少なくとも2人以上に本行為を行った場合、
 - e) 本行為を繰り返し行った場合、
 - f) 組織集団の構成員としてこのような行為を行った場合、
 - g) このような行為によって重大な健康侵害を惹起した場合、
 - h) この行為によって、自己又は他人のため著しい利益を得た場合。
- (4) 次の場合、犯人は、8年以上16年以下の自由剥奪、又は財産の没収に処せられる。
 - a) 15歳未満の児童に対して、第1項又は第2項に定められた行為を行った場合、
 - b) 多国間で活動する組織集団と連携して本行為を行った場合、
 - c) このような行為によって、死を惹起した場合、
 - d) この行為によって、自己又は他人のため莫大な利益を得た場合。
- (5) 予備は罰する。

§ 165 組織及び器官の許可のない処分

- (1) 他の法規範に反して、死んだ人の身体から組織、細胞、器官の摘出を行った者は、2年以下の自由剥奪、又は活動の禁止に処せられる。
- (2) 自己又は他人を豊かにする意図で、他の法規範に反して、摘出された人の組織、細胞又は器官を扱った者も、同様の刑に処せられる。

- (3) 次の場合、犯人は、1年以上5年以下の自由剥奪、又は財産の没収に処せられる。
- a) 第1項又は第2項に定められた行為を繰り返し行った場合、
 - b) 組織集団の構成員としてこのような行為を行った場合、
 - c) この行為によって、自己又は他人のため著しい利益を得た場合。
- (4) 次の場合、犯人は、2年以上8年以下の自由剥奪、又は財産の没収に処せられる。
- a) 第1項又は第2項に定められた行為によって、自己又は他人のため莫大な利益を得た場合、又は
 - b) 多国間で活動する組織集団と連携して本行為を行った場合。

§ 166 報酬のための組織・器官の摘出と移植の実施

- (1) その者の身体の組織若しくは器官の摘出のため、又は移植の実施のために、他の法規範に反して、報酬を他人に、又は他人のために提案し、約束し、与えた者は、5年以下の自由剥奪に処せられる。
- (2) 自らで又は他人の仲介で、自己又は他人のため、組織若しくは器官の摘出、又は移植の実施に関連して報酬を要求し、受け取り、又は約束させた者は同様の刑に処せられる。
- (3) 次の場合、犯人は、3年以上10年以下の自由剥奪、又は財産の没収に処せられる。
- a) 組織集団の構成員として第1項又は第2項に定められた行為を行った場合、
 - b) 本行為に関連して重大な健康侵害に至った場合、又は
 - c) 本行為が児童に対して行われた場合。
- (4) 次の場合、犯人は、5年以上12年以下の自由剥奪、又は財産の没収に処せられる。
- a) 多国間で活動する組織集団と連携して、第1項又は第2項に定められた行為を行った場合、
 - b) 本行為に関連して死に至った場合、又は
 - c) 本行為が15歳未満の児童に対して行われた場合。

§ 167 ヒト胚及びヒト遺伝子の許可のない扱い

- (1) 他の法規範に反して
 - a) ヒト胚又はより多くのヒト胚性幹細胞又はその派生物を研究のために用い、
 - b) ヒト胚又はより多くのヒト胚性幹細胞又はその派生物を輸入若しくは輸出し、
 - c) 他の動物種の細胞内にヒト遺伝子を移し、又はその逆を行った者は、
3年以下の自由剥奪、又は活動の禁止に処せられる。
- (2) 次の者は同様の刑に処せられる。
 - a) 女性の組織体への移植以外の目的でヒト胚を作り出す処置を行った者、
 - b) 他の動物種の子宮に、作り出されたヒト胚を移植した者、
 - c) ヒト胚性幹細胞の研究において、新たなヒト個体(クローン複製)の発生に向けて、それらの細胞操作を行った者。
- (3) 次の場合、犯人は、3年以上8年以下の自由剥奪、又は財産の没収に処せられる。
 - a) 組織集団の構成員として第1項又は第2項に定められた行為を行った場合、
 - b) 本行為を繰り返し行った場合、又は
 - c) この行為によって、自己又は他人のため著しい利益を得た場合。
- (4) 次の場合、犯人は、5年以上12年以下の自由剥奪、又は財産の没収に処せられる。
 - a) 多国間で活動する組織集団と連携して、第1項又は第2項に定められた行為を行った場合、又は
 - b) この行為によって、自己又は他人のため莫大な利益を得た場合。
- (5) 予備は罰する。